

釜石市地域防災計画（原子力災害対策編）
新旧対照表

令和7年11月

釜石市防災会議

目 次

第 1 章 総 則	
第 4 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第 5 節 災害の想定	2
第 2 章 災害予防計画	
第 1 節 防災知識普及計画	3
第 2 節 防災訓練計画	4
第 3 節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画	5
第 4 節 モニタリング計画	7
第 6 節 医療・保健計画	8
第 3 章 災害応急対策計画	
第 1 節 活動体制計画	9
第 2 節 特定事象発生情報等の伝達計画	10
第 3 節 情報の収集・伝達及び通信情報計画	11
第 4 節 住民等への情報提供・広報広聴計画	12
第 5 節 緊急時モニタリング計画	14
第 6 節 避難・影響回避計画	17
第 7 節 医療・保健計画	18
第 4 章 災害復旧計画	
第 1 節 モニタリング継続計画	19
第 2 節 低減措置・廃棄物等対策計画	20
第 3 節 健康確保計画	21
第 5 章 災害復旧計画	
第 1 節 情報連絡体制等整備計画	22
第 2 節 事故発生時対策計画	23

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>1 県</p> <p><u>県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。</u></p> <p>2 市</p> <p>[略]</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>[略]</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>[略]</p> <p>5 公共団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>[略]</p> <p>6 原子力事業者</p> <p>[略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>[略]</p>	<p>第4節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 防災関係機関の責務</p> <p>1 市</p> <p>[略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <p>[略]</p> <p>3 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>[略]</p> <p>4 公共団体及び防災上重要な施設の管理者</p> <p>[略]</p> <p>5 原子力事業者</p> <p>[略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第5節 災害の想定</p> <p>第1 災害の想定</p> <p>1 原子力事業所内</p> <p>○ 本<u>県</u>は、原子力事業所が立地しておらず、原子力災害対策指針に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第2 隣接県に立地する原子力事業所</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第5節 災害の想定</p> <p>第1 災害の想定</p> <p>1 原子力事業所内</p> <p>○ 本<u>市</u>は、原子力事業所が立地しておらず、原子力災害対策指針に示す「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」にも該当しないところである。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第2 隣接県に立地する原子力事業所</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県、市</u>その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。 ○ なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 ○ また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。 <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 児童、生徒等に対する教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県及び市</u>は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。 <p>5 相談体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県及び市</u>は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。 ○ <u>県</u>は、この計画のほか、県内の環境放射線モニタリングの結果等の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供する。 <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。 ○ なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者、<u>外国人、乳幼児、妊産婦</u>等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 ○ また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する<u>ことに加え、愛玩動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 児童、生徒等に対する教育</p> <p>市は、児童、生徒等に対し、防災教育を実施するとともに、教職員、父母等に対し、原子力災害時における避難等の防災に関する心得及び知識の普及を図る。</p> <p>5 相談体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市</u>は、住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。 ○ <u>市</u>は、この計画のほか、県内の環境放射線モニタリングの結果等の資料を、ホームページへの掲示等を通じ、住民等に提供する。 <p>[略]</p>
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正 	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第2節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>県、市その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ 県は、原災法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法に基づき、自ら主催者及び実施者となり、原子力事業者の参加を得て、また、必要に応じ市その他の防災関係機関に参加を呼びかけ、防災訓練を実施する。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市及びその他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。</p> <p>[略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ 市は、原災法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法に基づき、<u>県が</u>主催者及び実施者となり、原子力事業者の参加を得て<u>実施する</u>防災訓練に参加する。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ <u>県</u>は、原子力災害発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、原子力事業者との連絡体制をあらかじめ整備するとともに、国、関係機関、関係都道府県、市町村その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図る。</p> <p>○ <u>県、市</u>その他の防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努める。<u>また、通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u></p> <p>第2 通報連絡体制の整備</p> <p>○ <u>県は、原子力事業において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者との連絡が迅速かつ確実にを行うことができるよう、協定等の締結により、あらかじめ通報連絡体制を整備する。</u></p> <p>○ <u>県は、原子力災害が発生した場合において、国及び原子力事業所が立地する隣接県から情報収集を行うことができるよう、あらかじめ連絡先等を把握する。</u></p> <p>○ <u>県は、市</u>その他の防災関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、通報連絡体制を整備する。</p> <p>第3 通信施設・設備の整備等</p> <p>○ <u>県、市</u>その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。</p> <p>第4 住民等への情報伝達手段の整備</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、住民等への情報伝達手段の整備を図る。</p> <p>[略]</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ <u>市</u>は、原子力災害発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、原子力事業者との連絡体制をあらかじめ整備するとともに、国、関係機関、関係都道府県、市町村その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図る。</p> <p>○ <u>市</u>その他の防災関係機関及び原子力事業者は、原子力災害時における通信を確保するため、災害時においても通信が途絶しないよう、通信施設・設備の被災が想定されない場所への設置、耐震化、耐浪化及びサブシステム化並びに代替通信手段の確保に努めるとともに、<u>通信施設等が損壊した場合に備え、迅速に応急復旧ができるよう要員及び資機材の確保体制を整備する。</u></p> <p><u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。</u></p> <p>第2 通報連絡体制の整備</p> <p><u>市は、県</u>その他の防災関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、通報連絡体制を整備する。</p> <p>第3 通信施設・設備の整備等</p> <p>○ <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。</p> <p>第4 住民等への情報伝達手段の整備</p> <p>○ <u>市</u>は、住民、事業者等に対し、正確な情報を迅速かつ確実に伝達することができるよう、防災関係機関と連携し、住民等への情報伝達手段の整備を図る。</p> <p>[略]</p>

修正理由	○防災基本計画修正に伴う修正 ○所要の修正
------	--------------------------

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第4節 モニタリング計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ <u>県は、県内の空間線量率の状況並びに県内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性物質濃度の状況を把握するため、平常時からモニタリング体制を整備し、モニタリングを実施する。</u></p> <p>○ <u>市は、県が実施するモニタリングに協力する。</u></p> <p>第2 モニタリング体制の整備等</p> <p>○ <u>県は、平常時及び原子力災害発生時等の緊急時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器などの必要な機器（以下「モニタリング機器」という。）の整備に努める。</u></p> <p>○ <u>県は、モニタリングを適切に行うことができるよう、必要な職員の育成に努めるとともに、モニタリング機器の故障その他の事態に備え、県に代わってモニタリングの実施が可能な外部機関等をあらかじめ把握しておくものとする。</u></p> <p>○ <u>市は、県が実施するモニタリングに協力する。</u></p> <p>第3 平常時モニタリングの実施等</p> <p>1 平常時モニタリングの実施 [略]</p> <p>2 モニタリング結果の公表</p> <p>○ <u>県は、モニタリングの結果を、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表するとともに、市その他の関係機関に情報を提供する。</u></p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第4節 モニタリング計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ <u>市は、市内の空間線量率の状況並びに市内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物の放射性物質濃度の状況を把握するため、県が実施するモニタリングに協力する。</u></p> <p>第2 モニタリング体制の整備等</p> <p>○ <u>市は、県のモニタリング体制の整備に協力するため、モニタリングを適切に行うことができるよう、必要な職員の育成に努めるとともに、モニタリングの実施が可能な外部機関等をあらかじめ把握しておくものとする。</u></p> <p>第3 平常時モニタリングの実施等</p> <p>1 平常時モニタリングの実施 [略]</p> <p>○ <u>市は、関係機関と連携・調整を図り、県が実施するモニタリングに協力する。</u></p> <p>2 モニタリング結果の公表</p> <p><u>市は、モニタリングの結果を、市ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表する。</u></p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第6節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 県及び市は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関等との連絡体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。</p> <p>第2 医療・精神医療・保健活動体制の整備</p> <p>1 相談体制の整備</p> <p>○ 県及び市は、健康、医療等に係る住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市は、健康相談の実施、原子力災害発生時における医療機関等との連絡体制の構築など、あらかじめ必要な体制の構築に努める。</p> <p>第2 医療・精神医療・保健活動体制の整備</p> <p>1 相談体制の整備</p> <p>市は、健康、医療等に係る住民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。</p> <p>2 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ <u>県、市</u>その他の防災関係機関は、原子力災害の発生による影響が本県及び市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>[略]</p> <p>○ 緊急事態応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関、原子力事業者は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、退職者や民間人材等の活用も含め、緊急事態応急対策の実施に必要な人材の確保に努める。</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</p> <p>[略]</p> <p>第2 市の活動体制</p> <p>[略]</p> <p>第3 職員の動員配備態勢</p> <p>[略]</p> <p>第4 防火係機関の活動体制</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ <u>市及び</u>その他の防災関係機関は、原子力災害の発生による影響が本県及び市に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合において、各自の行うべき緊急事態応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>[略]</p> <p>○ 緊急事態応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市その他の防災関係機関、原子力事業者は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等を確認するとともに、連絡調整のための職員を相互に派遣することなどにより情報共有を図るなど、相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図る。</p> <p>○ <u>市</u>は、退職者や民間人材等の活用も含め、緊急事態応急対策の実施に必要な人材の確保に努める。</p> <p>○ <u>市</u>は、円滑な緊急事態応急対策の実施のため、必要に応じ、外部の専門家等の意見・支援を活用する。</p> <p>[略]</p> <p>第2 市の活動体制</p> <p>[略]</p> <p>第3 職員の動員配備態勢</p> <p>[略]</p> <p>第4 防火係機関の活動体制</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案				
	<p>第2節 特定事象発生情報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施期間（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 県の措置</p> <p>○ <u>県は、原子力事業者との間で、特定事象発生情報等の通報内容等をあらかじめ定める。</u></p> <p>○ <u>特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通知又は通報を受けた場合には、次により、直ちに通知又は通報を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="339 842 852 1339"> <thead> <tr> <th data-bbox="339 842 472 887">担当機関</th> <th data-bbox="472 842 852 887">通 知 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="339 887 472 1339">防災課</td> <td data-bbox="472 887 852 1339"> <p>(1) <u>県本部各部長並びに広域市部長及び地方支部長</u></p> <p>(2) <u>市町村本部長及び消防本部消防庁</u></p> <p>(3) <u>所管事務の執行上、特定事象発生情報等を必要とする指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ <u>夜間及び休日等における特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の受領および通知は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合を除いて、本庁の当直員が行う。</u></p> <p>○ <u>勤務時間外における地方支部長等に対する通知は、合同庁舎の当直員が受領し、これを関係出先機関に通知する。</u></p> <p>4・5 [略]</p>	担当機関	通 知 先	防災課	<p>(1) <u>県本部各部長並びに広域市部長及び地方支部長</u></p> <p>(2) <u>市町村本部長及び消防本部消防庁</u></p> <p>(3) <u>所管事務の執行上、特定事象発生情報等を必要とする指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</u></p>	<p>第2節 特定事象発生情報等の伝達計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施期間（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 県の措置</p> <p>特定事象発生情報等及び内閣総理大臣等による指示の通知又は通報を受けた場合には、直ちに<u>市本部長及び消防本部消防長に通知又は通報を行う。</u></p> <p>4・5 [略]</p>
担当機関	通 知 先					
防災課	<p>(1) <u>県本部各部長並びに広域市部長及び地方支部長</u></p> <p>(2) <u>市町村本部長及び消防本部消防庁</u></p> <p>(3) <u>所管事務の執行上、特定事象発生情報等を必要とする指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</u></p>					
修正理由	○所要の修正					

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>県、市その他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>[略]</p> <p>○ 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。</p> <p>2 通信情報</p> <p>県、市その他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握し、通信連絡系統・通信手段の確保を図るとともに、通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。</p> <p>第2 情報の収集・伝達実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 情報の収集・伝達実施要領</p> <p>[略]</p> <p>第4 電気通信設備等の利用</p> <p>[略]</p>	<p>第3節 情報の収集・伝達及び通信情報計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 情報の収集・伝達</p> <p>市及びその他の防災関係機関は、災害時における緊急事態応急対策を円滑かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に留意し、災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>[略]</p> <p>○ 緊急事態応急対策の実施に当たっての重要な情報をあらかじめ選定し、その情報を優先的に収集、伝達する。</p> <p>○ <u>情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 通信情報</p> <p>市及びその他の防災関係機関は、通信施設・設備の被災状況及び通信状況を把握し、通信連絡系統・通信手段の確保を図るとともに、通信施設等が損壊した場合においては、代替通信手段の確保及び迅速な応急復旧に努める。</p> <p>第2 情報の収集・伝達実施機関（責任者）</p> <p>[略]</p> <p>第3 情報の収集・伝達実施要領</p> <p>[略]</p> <p>第4 電気通信設備等の利用</p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案						
	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 住民等への情報提供</p> <p>県及び市は、相互に連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、住民、事業者等に対し、正確な情報を適時に提供する。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2 住民等への情報提供</p> <p>1 県による情報提供</p> <p>○ 県は、特定事象発生情報等の通報及び内閣総理大臣等による指示を受けた後、第3節に掲げる法律等により収集した情報を整理し、住民等に、適時に正確な情報を提供する。</p> <p>○ 住民等への情報提供に当たっては、市町村と連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能など、多様な手段を活用し、次に掲げる事項を提供する。</p> <table border="1" data-bbox="359 1070 855 1339"> <tr> <td>ア 特定事象発生情報等の概要</td> <td>エ 県等の防災関係機関の対策状況</td> </tr> <tr> <td>イ 災害の現況</td> <td>オ 住民等にとってのべき措置、注意事項</td> </tr> <tr> <td>ウ 緊急時モニタリングの結果等</td> <td>カ その他必要と認める事項</td> </tr> </table> <p>○ 県は、必要に応じ、水道事業者、農林水産者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報を提供する。</p> <p>○ 県は、住民等に対し情報提供を行う場合には、提供の時期、方法、内容を市町村その他の防災関係機関に対し通知するものとする。</p> <p>○ 県は、災害の影響が会場の船舶に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合は、釜石海上保安部に対し、住民等に対し情報提供を行う内容を通知し、周辺海域の船舶に対する情報の提供を要請する。</p> <p>2 市による情報提供</p> <p>[略]</p> <p>3 防災関係機関による情報提供</p>	ア 特定事象発生情報等の概要	エ 県等の防災関係機関の対策状況	イ 災害の現況	オ 住民等にとってのべき措置、注意事項	ウ 緊急時モニタリングの結果等	カ その他必要と認める事項	<p>第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 住民等への情報提供</p> <p>市は、県と連携し、また、報道機関、情報通信事業者等の協力を得て、住民、事業者等に対し、正確な情報を適時に提供する。</p> <p>2 [略]</p> <p>第2 住民等への情報提供</p> <p>1 市による情報提供</p> <p>[略]</p> <p>2 防災関係機関による情報提供</p>
ア 特定事象発生情報等の概要	エ 県等の防災関係機関の対策状況							
イ 災害の現況	オ 住民等にとってのべき措置、注意事項							
ウ 緊急時モニタリングの結果等	カ その他必要と認める事項							

[略]

第3 広報広聴

1 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
[略]	
国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所	[略]
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	[略]
[略]	
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 三陸ブロードネット(株)	[略]
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局	[略]
[略]	

[略]

2 実施要領

[略]

[略]

第3 広報広聴

1 実施機関（責任者）

実施機関	広報広聴活動の内容
[略]	
国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所	[略]
<u>NTT</u> 東日本(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	[略]
[略]	
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手 三陸ブロードネット(株)	[略]
(株)岩手日報社 (株)朝日新聞社盛岡総局 (株)毎日新聞社盛岡支局 (株)読売新聞社盛岡支局 (株)河北新報社盛岡総局 (株)産業経済新聞社盛岡支局 (株)日本経済新聞社盛岡支局 (株)岩手日日新聞社 (株)デーリー東北新聞社盛岡支局 <u>(株)日本農業新聞東北支所</u> <u>(株)日刊工業新聞社東北・北海道総局</u> <u>(一社)共同通信社盛岡支局</u> <u>(株)時事通信社盛岡支局</u>	[略]
[略]	

[略]

2 実施要領

[略]

修正理由

○所要の修正

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第5節 緊急時モニタリング計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ <u>県は、原子力災害の発生による影響が、県内に及ぶ場合おそれがあり、災害対策本部を設置した場合又は災害特別警戒本部を設置した場合は、設置以後、県が設置するモニタリングポストにより、空間線量率のモニタリングを強化し、実施する。災害警戒本部及び災害特別警戒本部を廃止したときは、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行する。</u></p> <p>○ 市は、<u>県が実施するモニタリングに協力する。</u></p> <p>○ <u>県は、モニタリングの結果を市その他の防災関係機関に情報提供するとともに、速やかに公表する。</u></p> <p>○ <u>県は、モニタリングの結果、国が定める飲食物の摂取及び出荷制限に関する指標を超過するものがあるときは、その摂取、出荷等の自粛の要請その他の必要な措置を講ずるとともに、摂取、出荷等の自粛の要請を継続する状態が解消されたと認められる場合等にあつては、その要請を解除する。</u></p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 環境のモニタリング</p> <p>○ <u>県は、災害対策本部を設置した場合又は災害特別警戒本部を設置した場合は、設置以後、県が設置するモニタリングポストにより、空間線量率のモニタリングを強化し、実施する。災害警戒本部及び災害特別警戒本部を廃止したときは、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行する。</u></p> <p>[略]</p> <p>○ <u>県は、空間線量率、降下物及び水道水のモニタリングに関し、国から指示又は要請があったときは、その指示又は要請に従って実施する。</u></p> <p>○ <u>県は、モニタリングの結果を、県ホーム</u></p>	<p style="text-align: center;">第5節 緊急時モニタリング計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ <u>市は、原子力災害が発生したときに、市内の環境への影響並びに市内で販売される流通食品及び生産・収穫される農林水産物等、水道水その他必要と認められるものの放射性物質濃度の状況を把握するため、県が実施するモニタリングに協力する。</u></p> <p>○ <u>市は、県から提供を受けたモニタリングの結果を、市ホームページへの掲示などにより、速やかに公表する。</u></p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 環境のモニタリング</p> <p>○ <u>市は、原子力災害が発生したときに、県が強化し、実施する空間線量率のモニタリングに協力する。</u></p> <p>[略]</p> <p>○ <u>市は、必要に応じて、独自に空間線量率等の測定を実施する。</u></p> <p>○ <u>市は、県から提供を受けたモニタリング</u></p>

ページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表するとともに、市その他の関係機関に情報を提供する。

[略]

2 農林水産物等のモニタリング

- 県は、災害対策本部を設置した場合は、設置以後、次に掲げる農林水産物(以下、本節中「農林水産物等」という。)の放射性物質濃度のモニタリングを実施する。
ただし、カに掲げる給食食材にあっては、給食を提供する学校等の設置主体(県、市町村等)がモニタリングを実施する。

ア 農林水産物(県内で生産・収穫・漁獲されたものをいう。)
イ 粗飼料
ウ 堆肥
エ 農用地土壌
オ 流通食品(消費者向けに県内で販売の用に供する食品をいう。)
カ 給食食材(学校給食等に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。)

- 農林水産物等のモニタリングは、原子力災害が発生した原子力事業所の位置、原子力緊急事態宣言に掲げる緊急事態応急対策を実施すべき区域に含まれる本件または隣接県の区域、空間線量率のモニタリング結果その他の条件を勘案し、対象物、試料採取地域等を定めて実施する。
- 県は、農林水産物等のモニタリングに関し、国から指示または要請があったときは、その指示又は要請に従って実施する。
- 市は、県が実施するモニタリングに協力する。
- 県は、モニタリングの結果を、市町村その他の関係機関に情報を提供するとともに、県ホームページへの掲示や報道機関への情報提供などにより、速やかに公表する。

[略]

3 公共施設等のモニタリング

- 県は、災害対策本部を設置以後、空間線量率のモニタリング結果その他の状況から判断し、学校、医療・福祉施設、公園、庁

の結果を、市ホームページへの掲示などにより、速やかに公表する。

[略]

2 農林水産物等のモニタリング

- 市は、原子力災害が発生したときに、県が実施する次に掲げる農林水産物等の放射性物質濃度のモニタリングを実施する。
ただし、カに掲げる給食食材にあっては、給食を提供する学校等の設置主体がモニタリングを実施する。

ア 農林水産物(県内で生産・収穫・漁獲されたものをいう。)
イ 粗飼料
ウ 堆肥
エ 農用地土壌
オ 流通食品(消費者向けに県内で販売の用に供する食品をいう。)
カ 給食食材(学校給食等に使用する食材のうち、農家等から直接仕入れた農産物等をいう。)

- 市は、必要に応じて、独自に農林水産物等の空間線量率等の測定を実施する。

- 市は、県から提供を受けたモニタリング結果を、市ホームページへの掲示などにより、速やかに公表する。

[略]

3 公共施設等のモニタリング

- 市は、市が所管する学校、医療・福祉施設、公園、庁舎その他の不特定多数の者が利用する施設について、県から空間線量率

	<p>舎その他の不特定多数の者が利用する施設について、空間線量率のモニタリングが必要と認めるときは、<u>その設置者又は管理者に対し、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表を要請する。</u></p> <p>4 [略]</p> <p><u>第3 指標を超越したものに対する措置及び措置の解除</u></p> <p>○ <u>県は、第2の規定によるモニタリングの結果、国が定める飲食物の摂取及び出荷制限に関する指標を超過するものがあるときは、関係事業者に対し、当該指標を超過したものの利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等を要請する。</u></p> <p>○ <u>県は、利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等を要請した場合において、継続的なモニタリングを実施し、要請を継続する状態が解消されたと認めるときは、当該要請を解除する。</u></p> <p>○ <u>県は、利用、摂取、出荷その他の行為の自粛、制限等の要請に当たっては、国の指示及び要請により行う。</u></p>	<p><u>のモニタリングの要請があったときは、モニタリングの実施及びモニタリング結果の公表を行う。</u></p> <p>4 [略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○所要の修正</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 注意喚起</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、第4節・第2による広報の実施などを通じ、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>第4 影響回避等のための措置</p> <p>1 県等による情報提供</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、第4節の規定に基づき、住民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずるべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、第4節の規定に基づき、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。</p> <p>2 住民等の措置</p> <p>○ 住民等は、身体等を防護するため、<u>県</u>等の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な要配慮者等に対し、必要な支援を行うよう努める。</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難・影響回避計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 注意喚起</p> <p>○ <u>市</u>は、第4節・第2による広報の実施などを通じ、住民等が正しい情報に基づき行動するよう、適時に注意喚起を行う。</p> <p>2～7 [略]</p> <p>第4 影響回避等のための措置</p> <p>1 県等による情報提供</p> <p>○ <u>市</u>は、第4節の規定に基づき、住民等に対し、放射性物質等の影響を回避し、防護するために講ずるべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。</p> <p>○ <u>市</u>は、第4節の規定に基づき、必要に応じ、水道事業者、農林漁業者、食品加工事業者等に対し、放射性物質等の影響を回避し、又は軽減するために講ずべき措置等について、情報の提供又は要請を行う。</p> <p>2 住民等の措置</p> <p>○ 住民等は、身体等を防護するため、<u>市</u>等の情報提供又は要請に基づき、放射性物質等の影響を回避し、防護するために必要な措置を講ずる。この場合において、自主防災組織等は、自ら必要な措置を講ずることが困難な要配慮者等に対し、必要な支援を行うよう努める。</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第7節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県本部長及び市本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。 ○ 県本部長及び市本部長は、市外からの避難者等に対し、被ばく医療の実施が必要な場合において、市内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。 ○ 県本部長及び市本部長は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。 <p>第2 避難退域時検査及び簡易除染</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県本部長及び市本部長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等(県外から県内に避難した者を含む。)の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。 <p>[略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県は、原子力施設立地地域に該当しておらず、被ばく医療の提供体制がないことから、県外からの避難者等であって、被ばく医療の必要性が見込まれる場合にあつては、県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、原子力災害医療派遣チーム及び専門家の協力により医療を提供することが基本となる。 <p>[略]</p> <p>第4 健康管理活動の実施</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">第7節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。 ○ 市本部長は、市外からの避難者等に対し、被ばく医療の実施が必要な場合において、市内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。 ○ 市本部長は、避難等した住民等の心身両面にわたる健康を維持するため、健康相談、健康管理指導及びこころのケアを実施する。 <p>第2 避難退域時検査及び簡易除染</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部長は、国が指示又は決定する身体の避難退域時検査を行う際の基準に基づき、避難した住民等(県外から県内に避難した者を含む。)の身体の避難退域時検査及び簡易除染を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の避難退域時検査及び簡易除染の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。 <p>[略]</p> <p>第3 初動医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市は、原子力施設立地地域に該当しておらず、被ばく医療の提供体制がないことから、県外からの避難者等であって、被ばく医療の必要性が見込まれる場合にあつては、県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、原子力災害医療派遣チーム及び専門家の協力により医療を提供することが基本となる。 <p>[略]</p> <p>第4 健康管理活動の実施</p> <p>[略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第1節 モニタリング継続計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき等においては、<u>県内</u>への放射性物質等の影響を把握するため、緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。 ○ 県は、<u>国</u>が行うモニタリングの結果、<u>国</u>の指導・助言・指示等を踏まえ、緊急時モニタリングの継続的な実施が必要ないと認めるときは、平常時のモニタリングに移行する。 <p>第2 緊急時モニタリングの継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき又は原子力事業者から特定事象若しくは原子力緊急事態への対応が完了した旨の通報があったときは、<u>県内</u>への放射性物質等の影響を把握するため、第3章・第5節・第2に基づく緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。 <p>第3 平常時モニタリングへの移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、継続して実施する緊急時モニタリング及び<u>国</u>が行うモニタリングの実施結果並びに<u>国</u>の指導・助言・指示等を踏まえ、緊急時モニタリングの継続的な実施が必要ないと認めるときは、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行する。 ○ 県は、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行することを決定したときは、その旨を公表する。 	<p style="text-align: center;">第1節 モニタリング継続計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市</u>は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき等においては、<u>市内</u>への放射性物質等の影響を把握するため、緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。 ○ <u>市</u>は、<u>県</u>が行うモニタリングの結果、<u>県</u>の指導・助言・指示等を踏まえ、緊急時モニタリングの継続的な実施が必要ないと認めるときは、平常時のモニタリングに移行する。 <p>第2 緊急時モニタリングの継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市</u>は、原子力緊急事態解除宣言が行われたとき又は原子力事業者から特定事象若しくは原子力緊急事態への対応が完了した旨の通報があったときは、<u>市内</u>への放射性物質等の影響を把握するため、第3章・第5節・第2に基づく緊急時モニタリングを継続して実施し、その結果を公表する。 <p>第3 平常時モニタリングへの移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市</u>は、継続して実施する緊急時モニタリング及び<u>県</u>が行うモニタリングの実施結果並びに<u>県</u>の指導・助言・指示等を踏まえ、緊急時モニタリングの継続的な実施が必要ないと認めるときは、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行する。 ○ <u>市</u>は、第2章・第4節・第3に定めるモニタリングに移行することを決定したときは、その旨を公表する。
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第2節 低減措置・廃棄物等対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ <u>県</u>は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、<u>県民</u>が日常生活から受ける追加被ばく線量(自然被ばく線量及び医療被ばくを除く被ばく線量をいう。以下同じ。)の低減を図る必要があると認めたときは、<u>市</u>と調整・連携し、必要な措置を講じる。</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置(以下「低減措置」という。)の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。</p> <p>第2 低減措置の実施 [略]</p> <p>第3 廃棄物等の処理等 [略]</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。</p> <p>第4 実施者の措置 [略]</p> <p>第5 <u>県及び市</u>の措置</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。</p> <p>○ <u>県及び市</u>は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。</p>	<p>第2節 低減措置・廃棄物等対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ <u>市</u>は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、<u>市民</u>が日常生活から受ける追加被ばく線量(自然被ばく線量及び医療被ばくを除く被ばく線量をいう。以下同じ。)の低減を図る必要があると認めたときは、<u>県</u>と調整・連携し、必要な措置を講じる。</p> <p>○ <u>市</u>は、市民が日常生活から受ける追加被ばく線量の低減を図るための措置(以下「低減措置」という。)の実施により発生した廃棄物等について、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。</p> <p>第2 低減措置の実施 [略]</p> <p>第3 廃棄物等の処理等 [略]</p> <p>○ <u>市</u>は、実施者に対し、当該廃棄物等が、法令及び国が定める指針等に基づき、適切に管理又は処理されるよう指導する。</p> <p>第4 実施者の措置 [略]</p> <p>第5 <u>市</u>の措置</p> <p>○ <u>市</u>は、自らが所有し、又は管理する施設等の低減措置を速やかに実施するとともに、自らが行った低減措置の内容、低減措置の実施結果等を公表する。</p> <p>○ <u>市</u>は、相互に連携し、実施者による低減措置及び廃棄物等の処理が、円滑かつ適切に実施されるよう、技術的な助言その他の採りうるべき必要な支援を行う。</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第3節 健康確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県及び市</u>は、<u>相互に</u>連携し、健康に不安等を感じる市民等（広域避難又は広域一時滞在により県内に滞在する県外からの避難者を含む。以下本節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、市民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。 ○ <u>県及び市</u>は、原子力災害により被害を受けた市民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。 <p>第2 健康相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県及び市</u>は、<u>相互に</u>連携し、健康に不安等を感じる市民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。 <p>第3 市民の健康確保に関する調査その他の対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>県</u>は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めるときは、<u>市</u>と連携し、国その他の関係機関の助言等を得て、必要な調査及び分析を行う。 ○ <u>県</u>は、調査及び分析の結果、市民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めるときは、<u>市</u>及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。 <p>第4 生活の安定確保 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第3節 健康確保計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市</u>は、<u>県と</u>連携し、健康に不安等を感じる市民等（広域避難又は広域一時滞在により県内に滞在する県外からの避難者を含む。以下本節において同じ。）に対し、健康相談を実施するとともに、市民等の健康確保に関し、必要と認めるときは、調査その他の必要な対策を実施する。 ○ <u>市</u>は、原子力災害により被害を受けた市民等が、速やかに再起できるよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金の支給、生活福祉資金の貸付、失業者（休業者）の生活安定対策等、市民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。 <p>第2 健康相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市</u>は、<u>県と</u>連携し、健康に不安等を感じる市民等からの相談、問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。 <p>第3 市民の健康確保に関する調査その他の対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市</u>は、緊急時モニタリングの実施結果等を踏まえ、市民等の健康確保に関し、調査を行うことが必要と認めるときは、<u>県</u>と連携し、国その他の関係機関の助言等を得て、必要な調査及び分析を行う。 ○ <u>市</u>は、調査及び分析の結果、市民等の健康確保に関する対策を実施する必要があると認めるときは、<u>県</u>及び国その他の関係機関と連携し、必要な対策を実施する。 <p>第4 生活の安定確保 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p>第1節 情報連絡体制等整備計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 県は、事業所外運搬事故の発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、原子力事業者及び運搬を委託された者(以下、この章において「原子力事業者等」という。)との連携体制をあらかじめ整備するとともに、国、市町村、警察機関、消防機関、釜石海上保安部その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図る。</p> <p>第2 通信連絡体制の整備 [略]</p> <p>第3 運搬情報の提供 [略]</p> <p>第4 通信施設・設備の整備等 [略]</p> <p>第5 住民等への情報伝達手段の整備 [略]</p>	<p>第1節 情報連絡体制等整備計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 市は、事業所外運搬事故の発生時における情報の収集、伝達及び連絡を確実にを行うため、原子力事業者及び運搬を委託された者(以下、この章において「原子力事業者等」という。)との連携体制をあらかじめ整備するとともに、国、県、警察機関、消防機関、釜石海上保安部その他の防災関係機関との情報収集・連絡体制の明確化を図る。</p> <p>第2 通信連絡体制の整備 [略]</p> <p>第3 運搬情報の提供 [略]</p> <p>第4 通信施設・設備の整備等 [略]</p> <p>第5 住民等への情報伝達手段の整備 [略]</p>
修正理由	○所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案
	<p style="text-align: center;">第2節 事故発生時対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 活動体制 [略]</p> <p>第3 事故発生情報の伝達 ○ 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときは、<u>県、市</u>、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第2節の規定に準じて、情報その他の事項の伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。</p> <p>第4 情報の収集・伝達 ○ 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに釜石市災害対策本部を設置したときは、<u>県、市</u>、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第3節の規定に準じて、災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>第5 住民等への情報提供・広報広聴 ○ 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに釜石市災害対策本部を設置したときは、<u>県、市</u>、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、相互に連携し、第3章・第4節の規定に準じて、住民等に対する正確な情報の提供及び広報広聴活動を実施する。</p> <p>第6 緊急時モニタリングその他の対策の実施 ○ 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに釜石市災害対策本部を設置したときにおいて、<u>県、市</u>、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第5節から第7節までの規定に準じ、緊急時モニタリング対策、避難・影響回避対策及び医療・保健対策を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 事故発生時対策計画</p> <p>第1 基本方針 [略]</p> <p>第2 活動体制 [略]</p> <p>第3 事故発生情報の伝達 ○ 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したときは、<u>市、県</u>、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第2節の規定に準じて、情報その他の事項の伝達、通報を、迅速かつ確実に実施する。</p> <p>第4 情報の収集・伝達 ○ 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに釜石市災害対策本部を設置したときは、<u>市、県</u>、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第3節の規定に準じて、災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>第5 住民等への情報提供・広報広聴 ○ 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに釜石市災害対策本部を設置したときは、<u>市、県</u>、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、相互に連携し、第3章・第4節の規定に準じて、住民等に対する正確な情報の提供及び広報広聴活動を実施する。</p> <p>第6 緊急時モニタリングその他の対策の実施 ○ 事業所外運搬事故が発生したとき及び事業所外運搬事故により特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき並びに釜石市災害対策本部を設置したときにおいて、<u>市、県</u>、警察機関、消防機関その他の防災関係機関は、第3章・第5節から第7節までの規定に準じ、緊急時モニタリング対策、避難・影響回避対策及び医療・保健対策を実施する。</p>
修正理由	○所要の修正	